6雲 契 第 351 号
令和 7 年 3 月 10 日

関 係 各 位

財 務 部 長

営繕工事における猛暑を考慮した適正な工期設定の運用について

建設業における働き方改革の一環として、夏季における猛暑日を考慮した工期設定を行うこととし、「営繕工事における猛暑による作業不能日数の取扱いに係る運用指針」を定めましたので、関係者への周知等についてよろしくお願いいたします。

附 則

本通知は、通知日以降に起工を行う工事から適用する。

なお、本通知日以前に起工済みの工事について、受注者から申し出があった場合は、猛暑日により現場作業を休止した日数分を工期延長可能とし、実績の把握方法や運用等については、本指針によるものとする。

営繕工事における猛暑による作業不能日数の取扱いに係る運用指針

1.基本的考え方

営繕工事における工期の設定に当たっては、公共建築工事における工期設定の基本的考え方（平成 30 年 2 月）に基づき多雪、寒冷、多雨、強風等の自然的要因を考慮することとしている。

今般、建設業における働き方改革の取組の一環として、自然的要因のうち、猛暑については、過去の観測値に基づき作業不能日数を工期に見込むとともに、工期中に実際に発生した日数が、工事発注当初に見込んでいた日数と著しく乖離する場合に、必要に応じて工期及び請負代金額を変更するものとする。

2.猛暑による作業不能日数の対象とその取扱い

（1）猛暑による作業不能日数の算定の対象

猛暑による作業不能日数の算定の対象とする時間は、定時の現場作業時間のうち、環境省が観測し公表する観測地点※1 における WBGT 値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）が31以上となった時間とする。

別記の算定例を参考に、猛暑による作業不能日数を算出する。

※1：観測地点については、国見、瑞穂、吾妻、愛野地区は島原観測地点、南串山、小浜、千々石地区は口之津観測地点、雲仙地区は雲仙観測地点を参照し設定

（2）工事発注時の取扱い

工事発注に際して見込む 猛暑による作業不能日数は、定時の現場作業時間を、各日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（3日）を除く。）の8時から17時までとし、上記（1）に該当する時間を、過去5年の WBGT 値データに基づき算定し、日数に換算したものの5年分を平均したものとする。（小数点以下第一位を四捨五入する。）

別記の記載例を参考に、猛暑による作業不能日数を特記仕様書に明示する。

（3）工期の変更に係る取扱い

工期中に発生した猛暑による作業不能日数は、当該現場における定時の現場作業時間において、上記（1）に該当し、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したものとする。（小数点以下第一位を四捨五入する。）

この日数が、上記（2）において現場説明書に明示する日数と著しく乖離し、受発注者間において協議し必要と認められる場合は、猛暑による作業不能日数について工事打合せ簿を取り交わし、工期及び請負代金額を変更する。

3.対象工事

対象工事は、雲仙市が発注する営繕工事とし、下記に該当しない請負工事を対象とする。

・発注部局の長が対象工事に適さないと判断する工事

別記

○特記仕様書への記載例

●. 工程関係

(●)猛暑による作業不能日数

本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

ⅰ) 作業不能日数:●日間

ⅱ) 上記ⅰ) は、環境省が公表する九州地方長崎●●地点における WBGT 値(気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数)過去5年分(●年~●年)について、本工事の工期に対応する期間 行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)に定める行政機関の休日及び夏季休暇(3日)を除く。) において、8時から17時の間に WBGT 値が31以上となった時間を算定し、日数に換算したもの5年分を平均したもの。

ⅲ) 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数(当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する九州地方長崎●●地点における WBGT 値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの(小数点以下第一位を四捨五入する。)) がⅰ) の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

○作業不能日数の算出方法

算定例 島原地点の工事期間が 8 月 13 日から 12 月 13 日までの場合の作業不能日数の算定

島原地点の猛暑日日数一覧(県内の猛暑日一覧より抜粋)(単位:時間)

	8月	9月	10月
2020年	82	2	0
2021年	50	12	0
2022年	81	11	0
2023年	59	10	0
2024年	85	12	0
平均	71.4	9.4	0

5年間平均の猛暑時間

8月 71.4 時間

9月 9.4 時間

10月 0 時間

作業不能日数={8 月の猛暑時間×(19 日間〔8/13~31〕/31 日間)+9,10 月の猛暑時間}÷8

={ 71.4 × (19/31) + 9.4 + 0 }÷8

= 6.645 → 7 日(小数点以下第一位を四捨五入)

※11 月 1 日から 12 月 13 日は対象外(WBGT 値公表の対象期間は 4~10 月)のため、8 月 13 日から 10 月 31 日までの猛暑時間から作業不能日数を求める。

※8月 13 日は、月の途中のため、当該月の猛暑時間を日割りする。

よって今回の例では工事期間に7日間を加算する。

※県内の猛暑日一覧表については、長崎県土木部建築課の最新版を根拠に算出する。

（長崎県土木部建築課 HP より R2～R6年版参考）

県内の猛暑日日数一覧（2020年～2024年）

観測地点	WBGT31以上の日数(時間数÷8)（年計）					猛暑日(平均)	工期に見込む作業不能日数	WBGT31以上の時間数(午前8時から午後5時まで/土日祝・お盆期間を除く)（年内訳）																															
								2020(令和2年)							2021(令和3年)							2022(令和4年)							2023(令和5年)							2024(令和6年)						
	2020	2021	2022	2023	2024			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
鰐浦	0.88	0.13	0.88	1.88	5.38	1.83	2 日	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	5	0	0	0	0	0	3	12	0	0	0	0	0	7	34	2	0
厳原	3.75	3.13	1.88	4.63	17.75	6.23	6 日	0	0	0	1	29	0	0	0	0	0	5	20	0	0	0	0	0	7	8	0	0	0	0	0	12	25	0	0	0	0	0	27	80	35	0
芦辺	2.75	1.00	3.00	1.50	12.50	4.15	4 日	0	0	0	10	12	0	0	0	0	0	1	7	0	0	0	0	0	9	15	0	0	0	0	0	4	8	0	0	0	0	0	27	58	15	0
平戸	3.50	0.63	2.63	1.00	16.63	4.88	5 日	0	0	0	1	27	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	1	20	0	0	0	0	0	1	7	0	0	0	0	0	43	75	15	0
松浦	9.00	3.75	11.75	2.50	18.75	9.15	9 日	0	0	0	18	53	1	0	0	0	0	15	13	2	0	0	0	6	23	65	0	0	0	0	0	4	16	0	0	0	0	0	47	83	20	0
佐世保	7.88	3.75	10.13	7.38	29.75	11.78	12 日	0	0	0	6	57	0	0	0	0	0	7	23	0	0	0	0	0	31	46	4	0	0	0	0	17	42	0	0	0	0	0	85	104	49	0
有川	13.00	7.38	11.25	8.38	17.63	11.53	12 日	0	0	2	31	71	0	0	0	0	0	21	34	4	0	0	0	0	24	59	7	0	0	0	0	21	40	6	0	0	0	0	40	87	14	0
長崎	8.75	5.25	2.50	2.88	14.38	6.75	7 日	0	0	0	10	59	1	0	0	0	0	12	30	0	0	0	0	0	4	14	2	0	0	0	0	3	20	0	0	0	0	0	30	68	17	0
雲仙岳	0.00	0.00	0.13	0.00	0.13	0.05	0 日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
島原	15.38	13.38	16.75	15.38	22.13	16.60	17 日	0	0	5	34	82	2	0	0	0	0	45	50	12	0	0	0	3	39	81	11	0	0	0	2	52	59	10	0	0	0	0	80	85	12	0
福江	8.63	2.25	9.25	7.50	21.00	9.73	10 日	0	0	0	13	56	0	0	0	0	0	6	12	0	0	0	0	0	24	50	0	0	0	0	0	17	39	4	0	0	0	0	60	92	16	0
口之津	11.88	11.00	17.50	22.00	37.88	20.05	20 日	0	0	5	21	67	2	0	0	0	0	29	53	3	3	0	0	2	36	86	16	0	0	0	1	57	96	22	0	0	0	0	125	120	58	0
西海	1.25	5.13	11.00	6.88	28.25	10.50	11 日	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	17	24	0	0	0	0	0	23	57	8	0	0	0	0	15	37	3	0	0	0	0	83	104	39	0
脇岬	0.00	0.38	16.63	12.75	31.13	12.18	12 日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	29	96	8	0	0	0	0	34	57	11	0	0	0	0	106	107	36	0

○環境省熱中症予防情報サイト及び工期設定のための猛暑日日数確認サイト（一財）建設物価調査会より

○各月毎の猛暑日時間は、土日祝日及びお盆（8/13～8/15）を除いた8時～17時における猛暑日時間を集計。

※工期に見込む作業不能日数は、過去５年分を平均し、日数に換算する。（小数点以下第一位を四捨五入する。）

（注意） 「工期に見込む作業不能日数」は4月～10月のデータであるため、工事期間に含まれない含まれないものは除外すること。

工事期間が、月途中である場合は、**別記　計算例を参照**し算出すること。

参　考　資　料

○運動に関する指針

気温 （参考）	暑さ指数 （WBGT）	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31℃以上 35℃未満	28以上 31未満	厳重警戒 （激しい運動は中止）	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28℃以上 31℃未満	25以上 28未満	警戒 （積極的に休憩）	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24℃以上 28℃未満	21以上 25未満	注意 （積極的に水分補給）	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21未満	ほぼ安全 （適宜水分補給）	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など

（公財）日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（2019）より
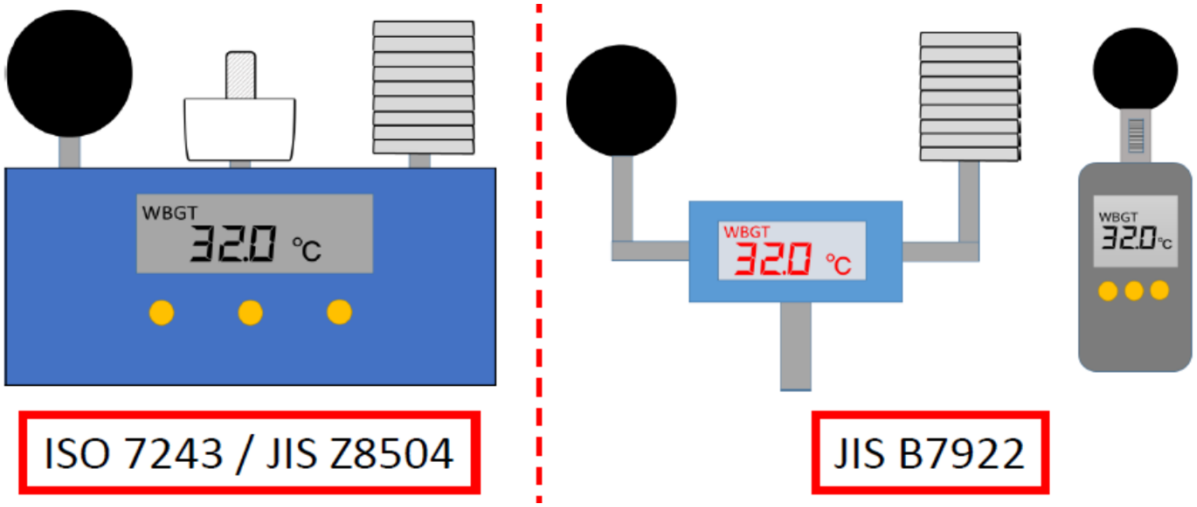
○現場で使用するＷＢＧＴ測定器について（黒球付きＷＢＧＴ測定器）